

マイナンバー制度導入への対応について

平成 27 年 7 月
国 税 庁

平成 27 年 10 月からマイナンバー・法人番号の通知がはじまります。

マイナンバー制度は、平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の 3 分野で利用が開始されますが、企業等においても社会保障・税の分野に係る手続で対応が必要となります。

つきましては、以下の資料等を参考にいただき、マイナンバー制度に関する理解を深めていただくとともに、併せてマイナンバー制度導入に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくお願いたします。

国税分野については、国税庁ホームページの特設サイトで最新情報を提供しておりますので、是非ご覧ください。

国税庁HPの特設サイトはこちら

社会保障・税番号制度<マイナンバー>について
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

今回配付する国税庁作成のリーフレット

社会保障・税番号制度の早わかり（平成 27 年 5 月）
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/hayawakari.pdf>

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要（平成 27 年 1 月）
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gaiyo.pdf>

その他、国税庁で作成しているリーフレット等はこちら

国税分野における番号法に基づく本人確認方法【事業者向け】（平成 27 年 3 月）
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>

国税分野における社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点（平成 27 年 5 月）
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_modification.pdf

社会保障・税番号制度 F A Q（国税庁ホームページ）
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm>

法人番号について（広報資料）
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_gaiyou.pdf